

國學院大學學術情報リポジトリ

日本史における天下という概念の展開：
織豊期の天下統一を中心に

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: セレブリアコヴァ, ポリーナ メールアドレス: 所属: |
| URL | https://doi.org/10.57529/00001582 |

日本史における天下という概念の展開

—織豊期の天下統一を中心に—

The Evolution of the Term *Tenka* (“Realm under Heaven”) in the Course of
Japanese History :

An Example of Unification under *Tenka* in the Late 16th Century

Polina Serebriakova

(セレブリアコヴァ・ポリーナ)

キーワード：天下 織田信長 豊臣秀吉 正当性 京都

关键词：天下 織田信長 豊臣秀吉 合法性 京都

要旨

本稿では、古代から中世まで、日本における「天下」という概念の使用史を概説し、十五世紀の後期に起きた「天下統一」という現象に論点を絞る。織田信長・豊臣秀吉が支配していた時期（いわゆる織豊期）に亘って、「天下」の展開について検討を加える。近年の研究は、当該の「天下」を京都・畿内地域と定義されており、政治的な側面を議論の対象から除外されている傾向にある。そこで、筆者は様々な視点から「天下」の内容を分析する。

第一に、「天下」は、京都を始めとする畿内を指すことを確認する上、都を管轄する支配者の拠点を含むと推察される。第二に、文書上における「天下」の意義の変遷に論及し、「天下」が次第に倫理的な側面を帯びようになることを確認する。権威の源泉たる存在を検討するところで、第三に、天皇を始めとする朝廷といわゆる「天下人」の関係に触れる。ここでは、考察の対象を戦勝祈願に限定し、「天下」の内政における争いと「天下統一」の活動に対して朝廷の動向を示す。また「天下」の支配領域を拡大する軍事行動には、朝廷が祈祷を通じて正当性を与えることが読み取れる。以上の考察を踏まえ、「天下統一」の意味の再考を試み、儒学における「天下」との関連性を指摘する。

摘要

本文在概述从古代到中世“天下”概念在日本的使用历史，并以十五世纪后期发生的“天下统一”现象为中心展开论述。文中涉及到织田信长・丰臣秀吉统治的时代（所谓“织丰期”）“天下”概念的发展。近年的研究将“天下”定义为京都・畿内地区，并出现了将议论政治排除在外的倾向。对此，笔者拟从多种角度入手，对“天下”的内容进行分析。

首先，在确认“天下”是指京都等畿内地区的基础上，笔者推断：“天下”是指包括统治者所管辖的首府在内的范围。其次，笔者谈到文书中“天下”含义的变迁，并指出“天下”已经逐渐与伦理层面相关联。第三，探讨权威作为根源的存在，并涉及到以天皇为首的朝廷和所谓的“天下人”的关系。考察的对象限定为祈祷战胜，得出“天下”内政中涵盖的纷争与朝廷对于“天下统一”活动的动向。由此可见，在扩大“天下”的统治疆域的军事行动中，朝廷通过祈祷来给予正当性。最后，基于上述结论，再次考证“天下统一”的含义，并指出儒学中“天下”与其之间的关联性。

はじめに

漢字圏諸国における国家成立の歴史を俯瞰すれば、天下という概念が確かに登場する。全世界を意味する地理的コンセプトに由来しながら、そこからかけ離れた政治思想用語として採用される事例が古代までに遡り複数存在する。ここでは、一定化された支配原理を指している。

天下の原義についての考察は、古代中国の春秋時代から出発する。勿論、それ以前の使用も想定されるが、権力の前提を表す言葉として定着するのは紀元前六～五世紀と言われる。周知のように、『論語』に天下にかかわる段がある⁽¹⁾。

孔子曰。天下有道。則禮樂征伐。自天子出。天下無道。則禮樂征伐。自諸侯出。自諸侯出。蓋十世希不失矣。自大夫出。五世希不失矣。陪臣執國命。三世希不失矣。天下有道。則政不在大夫。天下有道。則庶人不議。

この記述は、著名であるので、ここで改めて、その内容を検討することはしない。ただ、原義の意味に絞って整理しておくことにしよう。そもそも中国の春秋時代の封建制を意味する「天下」は、唯一の支配者（＝天子）から文武の政令が発令される秩序を指す。つまり、天下の頂点に位置する天子は、唯一かつ世襲の支配者であり、有徳を体現する人物とされる。

天下概念は、日本列島に導入されて以後、その本来の意味が何回も変化していったが、「統治の対象としての全国土」という意味だけが残った。このように、古代では、地理的な意味が強く、とりわけ平安時代において世の中の全体を強調する概念として用いられている。

(1)『論語』16、2

鎌倉時代以降、天下概念は支配・統治といった政治的ニュアンスを改めて帯びるようになる。文治元年（一一八五）に源頼朝は、「今度天下之草創也」と九条兼実への書状で書いた⁽²⁾。同年十一月に京都に京都守護を置くことをはじめとして、各地の守護・地頭の任命権を獲得したので、鎌倉幕府の成立には重要な時点とされている。このように、頼朝は、新しい政権を創立するために天下概念を使用することより、天皇の統治と異なる武家権力を行使する。

室町と戦国時代には、政治的な文脈では「天下」が控え目に用いられるようになった。足利幕府の場合は、朝廷・貴族の政治と統合する目的で、鎌倉幕府の思想から離れようとしたからであろう。すなわち、政治的ニュアンスが退行し、弱まり、平和・安定など象徴的な概念を形容する言葉となった。戦国時代に入ると、中央政権の弱体化とともに、自律権力が勃興し、支配規模が地域レベルに下がるためと思われる。

ちなみに、室町時代・戦国時代には、「天下」という言葉を一切使わなくなるわけではない。「天下一」、「天下第一」、「天下無双」といった称号は、古代からずっと史料に散見する。禅宗の僧や寺院などを形容する場合が多く、また、技能者、芸能人、禅僧、歌人などの称号も見らる。一五世紀まで、同時代人とともに、中国の春秋時代の人物もよく「天下第一」として形容されていることに注意を促したい⁽³⁾。

一六世紀後半に始まった、織田信長と豊臣秀吉の統一活動により、「天下」は、改めて政権構想の要素として着目されるようになった。このように、天下という織豊期の用語は、長い間論議されており、政治思想の概念から地理的範疇まで変化していったのであるが、以下、先行研究の整理を試みたい。

一九六〇年代から織田政権と豊臣政権の研究の枠で、それぞれ「天下」が触れられていたが、七〇年代に入ると、織豊期に特有の現象として分析されるようになる。米原正義氏は、天下一の号に焦点を当て、技能・芸能世界の人の称号と、全国を制覇しようとする支配者の意欲を関連付けている⁽⁴⁾。朝廷の権威を通して、技術的・名物的天下一は政治的天下一に付属させられると米原氏が

(2) 『鎌倉遺文』 補遺編・東寺文書、第一巻、二六号（東京堂出版、2011）

(3) 米原正義「天下一号の再検討」（『国学院雑誌』89、頁209-236、1988）

(4) 米原正義「天下一の意識と天下一の号」（『国学院大学紀要』9、頁53-76、1971）

論じている。しかし、十数年後、天下一の号の再検討の結果で、米原氏は、天下一の号は呼び名、呼称よりも受領名のように見え、その公許は天下人が自己の最高権威を見せつけるためであるという結論を出している⁽⁵⁾。

唐木順三氏は、「天下」の地理的意義を主張している。織田政権における「天下」は、神デウスと関連がありながら、地理的に近畿地方を意味する。一方、豊臣政権において「天下分け目」から始まり、「天下一統」を完成した後、「天下布武」の対象がなくなるという流れで用いられる。そして、朝鮮・唐との関係の中で、秀吉は「日本」「日の本」などの概念に傾くと唐木氏が論じている⁽⁶⁾。

永原慶二氏の研究によれば、織田信長の「天下布武」印は天下を奪うに通ずる⁽⁷⁾。天皇の支配の正当性や権威の源泉と異なっており、天下概念の「旋回」を指摘している。一方、豊臣秀吉は、諸大名との主従関係秩序や社会的諸機能の統轄を通じて天下一統を完成し、天道思想に従う天下人であるとする。独自の新しい国家体制を創出しえず最後まで無官の天下人⁽⁸⁾という評価を永原氏がしている。

最後に、近年の研究方向を定義した解釈を紹介したいと思う。神田千里氏によれば、天下とは、将軍が体現し維持する秩序であり、他の大名に統治された「国」と区別し京都と畿内を中核にする政権であり、「輿論」を形成する公式的な場としている⁽⁹⁾。

以上の先行研究は、個別要素に集中し、天下の原義を視野に入れない状況である。その場合は、「天下」の全体像が見えなくなるのではないであろうか。そこで、地理、文書、権力といった三つの視点から再検討を試みる。すなわち、第一に近畿を中心にした天下とその諸本拠地を取り上げ、第二に正当性を表す根拠として「天下」という文言を分析し、最後に天下人という政治姿勢に焦点

(5) 米原正義、前掲注3。

(6) 唐木順三「信長における「天下」の観念、ちなみに秀吉における「日本」(『新潮』73、頁192-201、1976)

(7) 永原慶二「天下人」(朝尾直弘他編『権威と支配』岩波書店、1987)

(8) 養子秀次に関白を譲った秀吉は、太閤という称号となったが、官位・官職を剥奪させられたわけではない。正式的に最後まで太政大臣任命された状態であったが、確かに、朝廷の政治から離れる態度を取ったに違いない。

(9) 神田千里「織田政権の支配の論理に関する一考察」(『東洋大学文学部紀要』27、東洋大学、頁57-93、2001)

を当て、天皇との対比で生まれた天下人の権力を再検討したい。

1. 「天下」という地理的概念

室町時代のように、一六世紀の後期にも「天下」は、京都をはじめとして五畿内を指す地理的な意味を持ち続ける。問題になるのは、場所と関連付けられる政権の性質を定義することである。すなわち、天皇・朝廷か将軍・幕府か何れが支配するところであるか。その上、独自の又は組織的に執行が行われるのかを明らかにすると、「天下」の範囲が把握できるであろう。

永禄十一年（一五六八）に織田信長は足利義昭を擁し、上洛を果たしたのである。これ以前、京都では三好氏が「天下執権たる」存在であり⁽¹⁰⁾、将軍足利義輝の暗殺まで有力な立場を占めていた。信長の上洛後、流浪した義昭が征夷大将軍の職に就き、「天下」は正当性のある幕府の権力の下に戻る。そして、信長に「天下の儀」を仰せ付ける態度を取る⁽¹¹⁾。

かかる上洛については、信長が義昭を傀儡にする戦略であったというのが明治時代以降の通説である。ところが、近年、神田千里氏をはじめとする論者らは、足利義昭が主体であったという説を論じている⁽¹²⁾。神田氏は上洛が済んだ後の状況を検討しており、「供奉」という文言に注目している。

【史料1】『信長公記』⁽¹³⁾

（前略）

既に畿内の逆徒等数ヶ所城郭を構へ相支ふといへども、風に草木ノ靡クガ如ク、十余日の内に悉く退散し、天下御存分に属し、細川殿屋形御座として信長仕供奉なされ、御殿において御太刀・御馬進上。

（後略）

(10) 『信長公記』第一卷、第一段（太田牛一著、奥野高広・岩沢愿彦校注、角川文庫ソフィア、1997）

(11) 『信長公記』第二卷、第九段、前掲注10。

(12) 神田千里『織田信長』（ちくま新書、2014）、久野雅司「足利義昭政権論」（『足利義昭』戎光祥出版、2015）

(13) 『信長公記』第一卷、第四段、前掲注10。

以上は、三好三人衆が京都を脱出した後の著名なエピソードであり、足利義昭は軍事行動が完成してから細川邸で信長の「供奉」(奉仕)を受けるのである。神田氏が指摘している通り、足利義昭の君主性といってもよい主体性が見られる。

次に、「天下」の支配が変化するのを注目しよう。畿内地域の敵が城郭を破棄し、「天下」も義昭の「御存分に属」するのである。神田氏は「天下は將軍の思いのままとなり(後略)」と解釈しているが⁽¹⁴⁾、「天下」が存分に入ったとも換言できるであろう。すなわち、「天下」を維持することには、戦争が終結するのももちろん、畿内地域における敵の城を陥落させることが必要であったと考えられる。後述の論のために、この城郭との関連性を念頭に置いて欲しい。

なお、織田信長は、將軍義昭が創立する政権(=幕府)に公式的に従うつもりがなく、副將軍か管領職への補任を断るのである。むしろ、数年後、義昭との政治対立が激化する結果として、「天下」の権力を奪う。義昭將軍の追放の後に当たる【史料2】は、有力な戦国大名である毛利輝元に対して、織田信長が独自権力の建前を報告する文書である。

【史料2】「安芸毛利輝元宛て織田信長書状」⁽¹⁵⁾

御逗留不実候之条、定於_二遠国_一可_レ為_二御流落_一候歟、誠歎敷候、不時御退座之子細、甲州武田病^(死カ)□、越前之朝倉不_レ可_レ有_二差働_一候、□□以下不足数候間、別ニ可_レ被_レ及_二御行^(様)□_一無_レ之候、如_レ此之由、況天下被_二弃置_一上者、信長令_二上洛_一取静候、將軍家事、諸事遂_二議定_一可_レ随_二其候_一、不_二相易_一御入魂珍重候、隨而御分國中無_二別儀_一之由、肝要候、猶期_二後音_一候、恐々謹言、

織田弾正忠

(天正三年)
七月七月十三日
毛利右馬頭殿

信長

進_レ之候、

(14) 神田千里、前掲注12、頁35-36

(15) 奥野高広『増訂 織田信長文書の研究』377号(吉川弘文館、1988)

確かに、「天下」は京都から広がる支配を意味をするが、必ずしも、幕府＝将軍を体現するものではないと思われる。なぜならば、将軍義昭が「天下」を捨て置いたという非難が出されるからである。かかる場合、「天下」の意味は、京都（「洛」）に集中されたものであるが、「將軍家」と幕府を上回る秩序を指すのではないか。

実際、信長が足利義昭を追放したのは元龜四年である。それ以前、永禄十一年から五年間にわたった時期は、足利義昭と織田信長がそれぞれ支配したという二重政権が存在したと指摘されている⁽¹⁶⁾。権力の範囲を区別するために、様々な文書が発布されていた。これまでの研究では元龜四年（一五七三）の十七箇条の意見書が目撃されてきたが、金子拓氏が永禄十三年（一五七〇）正月二十三日付の五箇条の文書に焦点を与えている。

【史料3】「足利義昭・織田信長条書」⁽¹⁷⁾

（印文、義昭宝）

黒印

条々

- 一、諸国へ以_レ御内書_レ被_レ仰出_レ子細有_レ之者、信長ニ被_レ仰聞_レ、書状を可_レ添申_レ事、
- 一、御下知之儀、皆以有_レ御棄破_レ、其上被_レ成_レ御思案_レ、可_レ被_レ相定_レ事、
- 一、奉_レ对_レ公儀_レ、忠節之輩ニ雖_下被_レ加_レ御恩賞・御褒美_レ度候_上、領中等於_レ無_レ之ハ、信長分領之内を以ても、上意次第ニ可_レ申付_レ事、
- 一、天下之儀、何様ニも信長ニ被_レ任置_レ之上者、不_レ寄_レ誰々_レ、不_レ及_レ得_レ上意_レ、分別次第可_レ為_レ成敗_レ之事、
- 一、天下御静謐之条、禁中之儀、毎事不_レ可_レ有_レ御油断_レ之事、

已上

永禄十参

正月廿三日 (朱印)

(16) 水野嶺「織田信長禁制にみる幕府勢力圏」(『織豊期研究』18号、2016)

(17) 奥野高広『増訂 織田信長文書の研究』209号

日乗上人

明智十兵衛尉殿

表面上は、信長が足利将軍の実権を獲得する文書のように見える。第一・二条は義昭の権力を制約するものという評価を金子氏がしている⁽¹⁸⁾。ただし、その両者が和解した後、信長が京都・畿内の支配を専断で行ったわけではなく、将軍の御内書に関する第一条は「反故にされた」と神田氏が指摘している⁽¹⁹⁾。同日付の文書⁽²⁰⁾から分かるように、信長が「中央政権としての立場を保てない」ので、幕府の権威のもとに行動する必要があるという⁽²¹⁾。

以上の論点を踏まえ、「天下」が見られる第四・五条を考察してみよう。第五条の「天下御静謐」という文言には、将軍が担うべき天下静謐という認識を金子氏が理解している。よって、第四条の「天下」の委任は、信長に「天下」を維持する執行権として解釈されている⁽²²⁾。池上裕子氏が述べているように、その「天下静謐」の基本的枠組は、信長が武力で維持し、経済的にも支えることである⁽²³⁾。

そうすると、信長に任せた「天下之儀」とは具体的に何を指すのであろうか。天下（＝京都と畿内）を防衛すること、つまり、京都にある政権を守ることであると考えられる。【史料1】から分かったように永禄十一年に「天下」が将軍の「御存分に属し」たので、永禄十三年の時点では、義昭が穏やかに治めることとなった。その平和秩序を達成したのは信長であるから、将軍が軍事的な行動に関与せずに「禁中之儀」、即ち天皇・朝廷の世話に集中するべきであろう。元亀元年以降信長は軍事行動に活発に取り組むことを踏まえれば、「分別次成敗」とは、裁判権を意味するのではなく、「成敗」（処罰）のために軍勢を派遣する単独権力を指すのではないか。

このように、信長にとって「天下」を維持することは、京都・畿内における

(18) 金子拓『織田信長〈天下人〉の実像』（講談社現代新書、2014）頁48

(19) 神田千里、前掲注12.、頁49

(20) 諸国の大名を内裏の修理に動員する。

(21) 小島導裕『信長とは何か』（講談社選書メチエ、2006）頁98-100

(22) 金子拓、前掲書、頁51-54

(23) 池上裕子『人物叢書 織田信長』（吉川弘文館、2012）頁62-63

政権を防衛することであり、軍勢派遣特権が第一次的であった。それは、実権を巡る政治闘争において根本的な課題と疑う余地もない。織田信長が死亡した直後、豊臣（当時：羽柴）秀吉の意識は同様の課題に向けられていた。

天正十年（一五八二）六月二日、織田家臣である明智光秀は逆心し、信長が滞留していた本能寺を攻撃した。京都における安全性を確保したと思った信長は、馬廻衆や小姓という少人数の護衛しかいなかったのが、窮境に陥り自刃を遂げたのである。それ以降、光秀は「天下」の執行者となったという認識をしていた。

明智光秀の「三日天下」は、六月十三日、山崎の戦いで秀吉軍勢によって滅亡させられた。織田政権の逆徒を殲滅した結果、六月二十七日、信長の子である信孝・信雄と織田側近家臣たちの間、信長の領地が分割される清洲会議が行われる。結局、秀吉が旧領地を柴田勝家に譲り、京都をはじめとする畿内の支配を掌握したのである。ただし、「天下」の覇権はどうなるのであろうか。そこで、【史料4】を検討しよう。

【史料4】「上下京中宛連署状」⁽²⁴⁾

今度 ^(織田信長・信忠) 御両殿様御両殿様不慮之義付而、^(織田信忠) 城介介殿若子様、^(三法師) 為_レ御宿老中_一奉_レ守、天下之義被_レ仰付_一候、然者洛中政道方、先奉行裁許、於_レ順路_一者、可_レ為_レ如_レ其置目_一候、若非分族於_レ在_レ之者、被_レ成_レ御改_一、可_レ被_レ加_レ御宥免_一之条、前後之儀無_レ其憚_一可_レ令_レ言上_一候、為_レ其尋遣候、恐々謹言、

惟住五郎左衛門尉

^(天正十年)
六月六月廿七日

長秀

羽柴筑前守

秀吉

池田勝三郎

恒興

柴田修理亮

勝家

上下京中

(24) 『豊臣秀吉文書集』名古屋博物館編（吉川弘文館、2015）

第一に、いわゆる「織田体制」の有様が見られる。丹羽長秀・羽柴秀吉・池田恒興・柴田勝家という四人の織田家臣が三法師⁽²⁵⁾を後見し、信長の遺産たる体制を主導した。すなわち、宿老合議体制を構成したと言える⁽²⁶⁾。織田信孝と同信雄は織田一族にもかかわらず、「名代」のある宿老の体制主導を承認する。

また、かかる連署状は「上下京」に宛がわれており、京都の管轄を定めている。信長の支配中の「天下所司代」である村井貞勝⁽²⁷⁾も死亡した状況であり、これ以降、「洛中政道」（京都の管轄）は奉行に任せられる。清洲会議の結果より、「筑前へハ山城一圓・丹波一圓コレハチクセンカ弟ノ小七郎へ・西ノ岡勝龍寺以下河内ニテ東ノ山ノ子キ以上取之」⁽²⁸⁾、つまり、山城の国の一部として京都は秀吉の支配となった。このように、奉行は秀吉の家臣団から任命され、秀吉自身は、治安の維持をする建前で京都の支配を掌握したのである。

さて、京都の管轄と「天下之儀」はいかなる関連があるのであろうか。山崎布美氏は、織田信孝の継目安堵を取り上げ、織田一族と織田体制が対立することに注目している⁽²⁹⁾。清洲会議の決定の前に、信孝は、京内の継目安堵を遂げ、貴族などから後継者として認識されていたのである。勿論、織田体制の枠組みに従い、秀吉宿老の主導により京は統括せざるを得なかった。

秀吉は、信孝を排除するために、信長の子孫の正当性を疑う作業を図ると言ってもよからう。天正十年十月十五日に秀吉は信長の葬儀を主催したが、織田体制を代表する宿老衆と織田一族は欠席していた⁽³⁰⁾。同十二月、柴田勝豊の長浜城を攻略し、岐阜城に籠った信孝を降伏させる行為によって、織田体制からの秀吉の離脱は目立つようになった。

(25) 三法師は、信長の長男である織田信忠の子息なので、織田家督を継承する存在である。

(26) 山崎布美「織田信孝の継目安堵 ―織田権力の終焉をみる―」（『国史学』、2015、頁32-33）

(27) 村井貞勝は、織田氏老臣であり、元亀四年に「天下所司代」に任命され、天正十年までに京都の所司代を務めていた。信長の死亡後、二条御所に籠った時討滅した。

(28) 『多聞院日記』天正十年七月七日条（英俊他著、竹内理三編、『続史料大成』所収、臨川書店、1978）

(29) 山崎布美、前掲書、頁36-38

(30) 『言経卿記』天正十年十月十五日条（山科言経著、東京大学史料編纂所編纂、『大日本古記録』所収、岩波書店、1991）

ちなみに、ほかの大名とのやり取りをみれば、明智光秀を討滅して以降秀吉は「天下」の静謐を差配する者として認識されたといえよう。例えば、天正十年七月十八日付、吉川（毛利）元春の祝勝の贈り物への返事では、「為_レ天下静謐祝詞、太刀一腰信国送給候、御懇之至候」⁽³¹⁾という文言がある。清洲会議の半月後に当たる文書なので、京都が秀吉の領地に入ったという意味で「天下静謐」をとらえられる。しかし、信孝に対する秀吉披露状（【史料5】）をみると、「天下」がそれまでなかった意味を帯びていることがわかるであろう。かかる文書は非常に長いので、関係する条のみ引用する。

【史料5】「豊臣秀吉披露状寫」⁽³²⁾

（端裏書）

「信孝様信雄様に従二秀吉様一披露状之寫」

去八日之御内書、今日十八日午刻謹而（拝見仕候脱カ）

- ① 一柴田与我等間柄、何と哉覽可_レ被_レ成之由、忝奉_レ存候、乍_レ去一ツ書并誓紙血判之筈相違入申間敷と存候事、
- ② 一信孝様、信雄様、其外家康誓紙、并柴田誓昏、宿老共之一札以下、未來を大事ニ存、我等方ニ所持仕候事、

（中略）

- ⑦ 一信孝様之致_レ御先懸_レ、御無念をやめさせられ候、我等覺悟にて候と存候、筑前不_レ罷上_レ候共、終ニは信孝様明智めか首を刎させらるへき事、案之内とは可_レ被_レ思召_レ候へ共、筑前はやく毛利をも物之數にはせず馳上、信孝様天下之ほまれをとらせられ候、筑前覺悟有之間、何様にも有_レ御馳走_レ、かはゆからせらるへきと存候へて、其御感無_レ御座_レ候而、人なみに思召候事迷惑仕候事、

（中略）

- ⑧ 一坂本之城我等取り口ニ可_レ仕由各雖二申候一、坂本を持候へて、天下を抱候而、筑前天下之異見をもそ申度、志賀郡を相抱候と人も存候

(31)「吉川駿河守宛書状」天正十年七月十八日付（『豊臣秀吉文書集』464号）

(32)『浅野家文書』10号、東京大学史料編纂所編纂（『大日本古文書』所収、東京大学出版会、1968）

へハ、少之間もそのおもはく迷惑ニ存、賢人をさはき(丹羽長秀)五郎左衛門ニ相渡申候事、

- ②4 一御佛事之儀、御兩人様へも、從_レ御次_も被_レ申上_候由被_レ申候へ共、とかくの御返事もなく、又は御宿老衆御佛事之沙汰も無之候間、天下之外聞如何と存、如_レ御存知_{小者一人之ものを被_レ召上_{國々を被_レ下候て人並を仕候事、上様之御芳情しゆミせんよりもおもく奉_レ存候ニ付、不_レ叶御佛事いたし候、御跡をも續、六十餘州をも被_レ納候上にての御佛事にて御座候間、筑前は御葬禮過候而、追腹十文字に切候ても、八幡恨無_{御座}候、此由 信孝様へ御披露頼入候、}}

岡本次郎右衛門尉殿

斎藤玄蕃助殿

【史料5】の日付には年月が欠けているが、その他に内容がほぼ同じである文書が存在するので、天正十年十月十八日と推測されている⁽³³⁾。それは、清洲会議の決定が岡本良勝と斎藤玄蕃助という織田信孝家臣の二人に報告されるものである。「天下」は第十七・二三・二四条に数回確認できるが、地理的なニュアンスのある第二三条に注意したい。

会議では、宿老衆は、秀吉が坂本城（敵明智光秀の旧拠点）を支配するように述べるのに対し、秀吉は、世間で自身外聞が悪くなるという理由で、賢人のような丹羽長秀に坂本を譲ることになる。そして、悪い外聞とは、「筑前天下」、つまり秀吉に支配される天下という政治態勢を建前にし、秀吉が志賀郡を占領したことと思われる。換言すれば、秀吉が不合理に他国に介入する外聞を恐れると捉えてよからう。

「天下」=正当性という論理については後述するので、「坂本を持候へて、天下を抱候」という文言に注目をしよう。秀吉にとって、京都の占領ではなく、「三日天下」の明智光秀の本城を落としたことは、「天下」を抱えることを意味す

(33) 本稿では、「浅野家文書」に所収する文書を利用する。内容の近い一通は、「金井文書」に所収するが（『愛知県史』、57号）、両通は写し（根拠がないのに、原本のコピーとして残されている文書）なので、どちらかの信頼性を指摘しにくい。

る⁽³⁴⁾。

そうすると、【史料1】と同様に、「天下」が支配に抑えられる条件として、畿内に根付けられた敵の城を征服することが見られるのではないか。先述の吉川元春への手紙の中の「天下静謐祝詞」とは光秀との闘争における勝利を意味する可能性がある。

以上の事から、地理的視点から、「天下」は、京都を管轄する支配者の拠点を含む地方であると考えても良かろう。信長・秀吉が独自政権を確保するために、京都に集中される正当性のある「天下」という地域は非常に重要であった。ただ、政権が成熟化するとともに、「天下」は、地理的意味を超えるようになるのである。

2. 文書における「天下」の意義の変遷

織田信長が尾張と美濃を自己支配に治めた立場で、永禄十年（一五六七）に文書では「天下布武」印を使用するようになる。早い例は、家臣らへ知行を充てがうこと、扶助を与えること、若狭本郷の地を安堵することなどを含める⁽³⁵⁾。それ以降、信長が「天下布武」を朱・黒印で用い、その一族も「天下」に関わる印を押すことが見られる。古野貢氏によれば、「天下布武」の本来機能は信長本領や畿内近国に及び、織田政権の後期では印の使用が畿内以外へ伸びているのは、その地域も「天下」であることを示している⁽³⁶⁾。

(34) 神田氏は「金井文書」所収文書を参考にしながら、異なる解釈を提案している。当該の文書では「坂本を持候へハ、天下をつゝミ候て」と記載されたので、神田氏は「当時播磨国は姫路城を拠点とする秀吉の領分であった。それに加えて「近江国志賀郡を所有すれば、秀吉の所領は五畿内の両側を抑えることになる。つまり『天下を包む』ことになり、天下を包囲することも可能な立場となるから、口さがない世人は、秀吉は天下に幅をきかせるために明智の旧領を領有したのだと思うに違いない、というのが秀吉の思惑であった。ここでも『天下』は播磨国と近江国に『包まれる』地域なのである。」と述べている（『織田信長』2014、頁109-110）。しかし、史料の相違点を別にしても、天正十年六月に行われた清洲会議の決定より秀吉が播磨国の管轄権を放棄し山城国を支配するようになるので、領分に近江国志賀郡を加えるとしても、「天下」を包むことは、畿内が秀吉の領分に包まれることになるのではないか。

(35) 池上裕子、前掲書、頁26

(36) 古野貢「信長の『天下』は日本全国を指すのか」（『戦国史の俗説を覆す』柏書房、2016、頁56）

こういう見解は、「『天下』の語義・領域が信長の勢力拡大とともに拡大していったとする立場」と竹井英文氏が述べており、政治権力の秩序の視点から「天下」を追究する論者の間でも活発に論議されている⁽³⁷⁾。

文書上の「天下」を解釈するのは非常に困難である。様々な文脈で使われており、誰かの権力を明確に表さない。永原氏によれば、「天下の為」は「信長の為」を指すが、それはどうであろうか。そこで、【史料6】を確認する。

【史料6】「常陸佐竹義重宛朱印状」⁽³⁸⁾

雖_レ未_レ申通_一、以_二叟之次_一令_レ申候、抑甲州武田事、对_二此方_一近年不議之躰、不_レ及_二是非_一次第候、然而去五月、於_二三・信堺目_一遂_二一戰_一、甲・信・駿・上之軍兵多分討果、散_二鬱憤_一候、定不_レ可_レ有_二其隱_一候、武田四郎一人討漏候、然間向後彼国令_二出馬_一、可_レ加_二退治_一候、此砌一味、為_二天下_一為_二自他_一可_レ然候歟、委曲小笠原右近大夫可_レ有_二伝達_一候、恐々謹言、

(天正三年)

十一月十八日

信長(朱印)

(義重)

佐竹左京大夫殿

天正三年、武田勝頼との長篠合戦の戦果について報告する信長の朱印状であり、常陸国の大名の佐竹義重宛ての文書である。一味になったら、「天下の為、自他の為」に良いということが見られる。朝尾直弘氏の研究を継承し、永原氏と高木健太郎氏は「天下」と信長という論理序列の政治態勢として右の文言を捉えている⁽³⁹⁾。ただし、神田氏と金子氏の説をはじめとして、織田信長が全国統一を目指さなかったという近年の研究を踏まえれば、そういう論理序列は首肯できない。

【史料6】では、「自他」を信長の権力かつ他の地域支配者の権力とすると、「天下」の下に戦国大名と武将の支配が位置付けられることになる。また、武田勝

(37) 竹井英文「織豊政権と『正典』—『天下』『惣無事』をめぐる研究動向—」(『歴史学研究』938号、2015、頁63)

(38) 奥野高広『増訂 織田信長文書の研究』(2) 607号

(39) 高木健太郎「織田政権における『天下』について」(『織田政権の研究』吉川弘文館、1985)

頼は、国郡境目を乱し、道理に合わない人という紹介がされているのではないであろうか。それは、天正二年（一五七四）、武田勝頼は織田・徳川領との境目へ攻撃を加えることを指す。つまり、「天下」は、畿内のことを防衛することに限らず、地方支配者の国境目を確固とすることを含める。こういう秩序を乱す敵と戦う信長は「天下」の守護者として現れるのではないか。

このように、味方を調略する際、「天下」概念にこだわる場合は一つにとどまらない。戦国大名との文書交換には、「天下静謐」を維持する建前にし、自己の軍事行動に正当性を与えることが頻繁にある。その上、織田家臣も「天下」を同様に認識している。柴田勝家は、信長の権力の代表者として、「其御国衆天下一統之御望之面々」という指示を出す⁽⁴⁰⁾。宛先の小笠原貞慶は、東国への交渉を担当しており、信長が主宰する「天下」の下で活躍することを求められていた。

織田軍が東国に進出する時期とともに、竹井氏が述べているように、「信長の下で『天下』 = 全国が一統される社会情勢になってきた」のである⁽⁴¹⁾。

なお、豊臣秀吉は、「天下布武」という歴然とした政治願望を表す印を用いず、「豊臣」などの朱印を用いた。ただし、信長と同様に、諸国の大名に対して自己政権に正当性を与えるには、「天下」の論理を挙げる必要があった。

先述の【史料5】を改めて確認すると、第一七・二四条には「天下」は地域より、継承の拠所として捉える方が良からう。第一七条では、信孝が「天下」の誉を掌握するならば、秀吉はそれを理解した上、信孝に馳走するのである。つまり、「天下」とは秀吉をはじめとする宿老衆にとって最高の権力として捉えられている。

ただし、第二四条では、織田信長の葬儀をあげる秀吉は、織田体制の他の代表者の政治的立場を危うくする。信長の御仏事の準備に織田信孝・信雄と秀吉以外の宿老衆が参加しなかったことは、「天下之外聞」を毀損する可能性があったと秀吉は唱える。ところで、「理非も外聞にも立入れざる由」という文言は、足利義昭を批判する際、信長も使用したのである⁽⁴²⁾。このように、唯一で正

(40) 「小笠原貞慶宛柴田勝家書状写」天正八年閏三月廿三日付（『織田信長文書の研究』208号）

(41) 竹井英文、前掲書、頁63

(42) 17箇条異見書、『信長公記』第六卷、第一段、前掲注10.

当性のある「天下」という秩序は、その外聞を保護する者に属するのではないであろうか。

秀吉は、織田体制を破壊しながら、全国を制覇する軍事行動に移る。信長の戦争戦略と異なるにもかかわらず、宣戦布告するには「天下」の論理を採用している。その結果、全国を支配する前にも、秀吉の「天下」の外聞が広く伝わっている。

【史料7】「島津義久書状案」⁽⁴³⁾

「琉球國王へ御書」

御禮兆万祥々々、抑去歳已來、京都弥静謐故、東西不_レ残_一國_一、偃御下知、天下一統御威晃、更不_レ覃_一禿筆_一、既從_一高麗_一者 御朱印拝領、廳而出以之議定候、唐土・南蠻兩州者、音使舟涉之巷説半候、就者貴邦無禮之段、度々依_レ被_一仰出_一、堅雖_一申通候_一、無_一其驗_一候、無首尾成行、於_一愚拙_一失_一本懷_一而已候、天下違背之族、球國相究之間、直被_レ催_一武船_一、旁可_レ被_レ屬減却地躰候、琉舊約之謂不_レ淺条、諒不_レ堪_一休息_一候、頓被_レ於_一被_レ遂_一裁断_一者、倍可_レ為_一康寧基_一候歟、仍扇子百本金、聊嘉例迄候、猶大慈寺和尚可_レ有_一演説_一候、不宣、恐惶謹言、

天正拾六年仲秋十二日 修理大夫義久

謹上 中山王

これは島津義久から琉球国王（ちなみに当該期、明朝のみに属する国）へ送付された書状案である。秀吉の九州平定が完了した翌天正十六年（一五八八）に発給されたものである。秀吉は京都を統治した結果、東・西残らず、天下一統で（権）威が光ったと島津が評価する。それと同時に、自分を「天下違背之族」と称しながら、秀吉軍の攻めを通告し、軍事準備を促すのである。

また、小田原の北条氏直に宛てた最後通牒は著名な例とされている。秀吉は、氏直に対し上洛を求め、従わない場合には攻撃することを告げている。そして、

(43)『島津家文書』1440号、東京大学史料編纂所編（『大日本古文書』所収、東京大学出版会、1982）

最後の部分を引用したい。

【史料8】「豊臣秀吉朱印状」⁽⁴⁴⁾

(前略)

然処氏直背_レ天道之正理_一、对_レ帝都_一企_レ奸謀_一、何不_レ蒙_レ天罰_一哉、古
 諺云、巧詭不_レ如拙誠、所詮普天下逆_レ勅命_一輩、早不_レ可_レ不_レ加_レ誅伐_一、
 来歳必携節旄令_レ進発_一、可_レ勿_レ氏直首_一事不_レ可_レ廻_レ影踵_一者也、

天正十七年十一月廿四日 (秀吉朱印)

北条左京大夫とのへ

【史料8】の文書は、北条のみに送付されるべき内容であるが、実際には同文・同宛の朱印状が毛利・伊達・上杉家などに伝来している。秀吉は自らの意志を内外に誇示し、諸大名に対し北条攻めへの出兵を見せる意図があったものと考えられている⁽⁴⁵⁾。

その上、秀吉は、「天下」という概念を「天道之正理」、「帝都」、「勅命」という伝統的な権力の源泉を表す文言と関連付けている。つまり、この「天下」には地理・倫理・伝統的なニュアンスが含まれている。それは秀吉政権には正当性があるという広告に違いない。

このように、「天下」は権威の源泉と考えてよいと思われる。信長の時期には、倫理的な側面を帯びた「天下」は、秀吉時代に全面的な権力の正当性の柱となったのである。その中心は、都、つまり天皇の居所たる京都が中央政権の意義を守った。この点を踏まえ、「天下」概念の理解をさらに深くするために、天皇と天下人との関係を検討してみる。

3. 天下人という政治姿勢

信長・秀吉という天下人の政治姿勢は、天皇への態度によっても評価される。

(44)『荻野研究室収集文書』(早稲田大学図書館、毛利家旧蔵)

(45)「公家と武家の中世史」展示資料翻刻、(日本古文書学会大会開催記念展示、2016)

将軍の追放以降、京都の伝統的権力の代表者は天皇・朝廷に限られたので、朝廷との交流に対し、信長も秀吉も重点を置いたのは自然であろう。

ところで、二〇〇〇年代に入ると、信長が朝廷との共存を志望したとの論点が提示されている。ということは、信長と秀吉という二人の天下人の政治姿勢は連続性のある性質であったという評価ができる。天皇・公家との交際の上、「天下」の保護も表明する機会が必要であった。禁中の修理などの洛中の普請の他に、年中行事の開催や支援を信長と秀吉が実現していた。

高木氏が指摘しているように、「朝廷自身は単にその構成要素にとどまらず、『天下静謐』を究極においてになう、最高の責任者としての位置をしめる」⁽⁴⁶⁾。

やはり、朝廷は和平工作の役割を持ち、「天下」という社会秩序は天皇の位置に関わる。このように、国家的（全国）祈祷は、天下人の出兵の戦勝祈願と当該する場合が多い。それは、もう一つの正当性を与える手段と考えられる。

〔表1〕は、信長の出陣に対する朝廷の戦勝祈願を示したものである。信長が越前の朝倉氏と戦い、「天下」（＝京都・畿内）の保護者として出勤する元亀元年（一五七〇）から朝廷は戦勝祈願を頻繁に行っていたことがわかる。それは、信長が戦国大名の一人ではなく、正当性を持つ支配者、いわば、天下人であると言えるであろう。

ただし、この段階では室町幕府はまだ存続している。つまり、幕府権力の代表者として織田軍が活動していたと考えられた方が良からう。一方、元亀四年に激化した将軍との対立の時、管見の限り、朝廷からの戦勝祈願を確認できない。信長の軍事行動に関して、祈祷は、本願寺との戦いに当たり、天正年に再

〔表1〕 信長出陣に対する朝廷の戦勝祈願 [高木備太郎氏著作]

| 年月日 | 出陣地・相手 | 典拠 |
|-----------|--------|-------------|
| 元亀元年四月二八日 | 越前朝倉氏 | 御湯殿上日記、言継卿記 |
| 天正四年五月七日 | 大坂本願寺 | 御湯殿上日記、言継卿記 |
| 天正十年三月四日 | 東国武田氏 | 石清水八幡宮文書 |
| 天正十年三月九日 | 東国武田氏 | 晴豊公記 |

(46) 高木健太郎、前掲書、頁442

開されている。恐らく、朝廷は、「天下」の内政の争いより、「天下」と対比される「地方」に恐怖を抱いたのであろう。

こういう朝廷からの支援は、信長と秀吉の位階官職への補任に伴い、「天下」の守護者との関係が緊密化するためであると考えられる。秀吉の場合は、天正十三年（一五八五）七月関白への任官によって、摂関家として政治的立場を強化した。ただし、秀吉は軍事行動を続けるので、臨時的な戦勝祈願はまた「天下統一」という政治課題に必然である。〔表2〕に秀吉の出陣に関わる、朝廷・寺社が捧げた戦勝の祈りを示す。

なお、権力を争う時期に朝廷の動向を見逃さないように、直接に秀吉に関わる祈祷に限らず、秀吉軍の出兵の時期に当たる祈祷を全てまとめていた。その中では、自然災害に対して祈祷を行う場合があり得るので、秀吉の軍事行動と関係しない祈祷も入る可能性がある。

天正十～十二年（一五八二～一五八四）間には、「天下鎮乱祈念」のような

〔表2〕秀吉出陣に関わる祈祷

| 出陣年月日 | 出陣地・相手 | 祈祷年月日 | 典拠 | 引用 | 備考 |
|-------------|------------------|------------|--------------------|--|-----------------|
| 天正10年6月9日 | 山崎明智光秀 | 天正10年6月22日 | 〔多聞院日記〕 | 為寺社惣別祈祷、於十三今日ヨリ七晝夜在之、寺社折角故也 | 戦後 |
| " | " | 天正10年7月1日 | 〔兼見卿記〕 | 社頭へ備神供、天下鎮乱祈念也、羽柴筑前守在陣尾州也、為見廻差下鈴鹿久左衛門 | 戦後 |
| 天正10年12月7日 | 長浜城柴田勝豊 | 不明 | | | |
| 天正10年12月27日 | 岐阜城織田信孝 | 不明 | | | |
| 天正11年2月10日 | 伊勢滝川一益 | 天正11年正月17日 | 〔多聞院日記〕 | 夜天變災罹為祈祷可抽懇祈之論下之故如此出仕之處 | 戦前、17日大雪（〔御湯殿〕） |
| 天正11年3月17日 | 賤ヶ岳柴田勝家 | 不明 | | | |
| 天正12年3月21日 | 小牧・長久手、徳川家康・織田信雄 | 不明 | | | |
| 天正13年3月21日 | 紀州雑賀・根来衆 | 天正13年3月29日 | 〔兼見卿記〕 | 内府御在陣、糺明封御敵・ユカケ二具、中新ユカケ二具・裏、紅梅、緒同、以書状折紙、差下喜介畢 | 戦中 |
| 天正13年7月3日 | 四国土佐長宗我部元親 | 天正13年5月25日 | 〔兼見卿記〕 | 秀吉不例御祈之義、被仰出了 | 戦前 |
| 天正13年閏8月1日 | 越中佐々成政 | 天正13年閏8月5日 | 〔兼見卿記〕 | 殿下へ書状之案、御陣御祈祷之儀、為寂慮被仰出之間、於當社抽懇丹、勝軍治要之御戒進獻之候 | 戦中 |
| 天正15年3月1日 | 九州肥前の一揆 | 天正15年3月14日 | 〔兼見卿記〕 | 相國御出陣御祈之事、自中御一通到来 | 戦中 |
| " | " | 天正15年3月23日 | 〔兼見卿記〕 | 聖家御戒之札各進上之由申訖 | 戦中 |
| " | " | 天正15年4月3日 | 〔御湯殿上日記〕 | くわんはくのちんの御きたう也 | 戦中 |
| 天正18年3月1日 | 小田原北条 | 天正18年4月23日 | 〔兼見卿記〕 〔御湯殿上日記〕 | 東國御陣為御祈禱、於禁中聖護院殿護摩//正こみん殿こよひよりちんの御きたうにこまこんかうとう寺のほう御おこないあり。 | 戦中 |

対象者をはっきりと指摘しないことがあった。一方、秀吉を対象にする戦勝祈願が天正十三年以降は確認できる。画期は明らかに小牧・長久手の戦いにある。

小牧・長久手の戦いをはじめとして、織田体制の代表者（宿老衆と織田一族）との合戦に当たっては、朝廷から祈祷が出ていなかった。特に、天正十二年の家康・信雄との対立の中で、秀吉の立場が非常に弱かったため、朝廷は、正当性を与えるどころか、どちらを支援するかについて立場を明確にしていない。天皇の意志についてさらに検討を要するが、それは割愛する。ここでは、天正十三年まで秀吉の正当性を朝廷が認めている事例は管見の限り確認できない。

この点は、関白への任官後の状況と対比し考察できる。臨時的な戦勝祈願と同時に、秀吉とその一族のために祈りは定期的に行われている。天正十八年（一五九〇）に秀吉の子息である鶴松が病気になった際、諸社では祈祷がなされたことが見られる⁽⁴⁷⁾。また、京内の寺社に限らず、そもそも敵対していた高野山にも秀吉のために祈りが命じられた。天正十三年、根来衆・雑賀衆などの高野山の僧兵との和睦交渉の中で、木食応其という真言宗の僧が秀吉と友好的関係を結び、翌天正十四年（一五八六）には次のような書状を発給した。

【史料9】「興山上人應其書状」⁽⁴⁸⁾

猶々御祈念不_レ可_レ有_二御油断_一候、是非共各々御身上、何とそ此度致_二馳走_一度存分二候、何も以_レ面可_二申述_一候、以上、
 今度京都へ御使者衆、懈被_二聞召_一候ことく、関白様直々詔之段、誠に添次第二候、然上者各天下泰平、御家門繁昌、隨而寺中安全之御祈念肝要存候、將又拙僧之儀、朝之御祈念皆々院々にて被_レ抽_二精誠_一之由承候、過分之至、其故を以、大仏殿東寺之儀、誠卒度も無_レ越度_一、修造之功思のまゝ二候、此為_二御禮_一以_二一札_一令_レ申候、返々 殿下様御内證も、少御くつろきせざるゝ様二候間、此時節御祈禱肝心二候、兎角一篇二御祈念可_レ然候、此趣具御衆中へ可_レ被_二仰渡_一候、恐々謹言、

(47)『兼見卿記』天正十八年十二月二十六条（吉田兼見著、橋本政宣他校訂、『史料纂集』所収、八木書店古書出版、2014）

(48)『高野山文書』403号、東京大学史料編纂所編（『大日本古文書』所収、東京大学出版会、1968）

(天正十四年)
十一月廿三日

興上山人應其（花押）

年預御房

御同宿中

【史料9】から分かるように、僧侶たちは、京都では、確かに朝廷から祈祷の命令を受ける。この場では、関白秀吉と「御家門」（＝豊臣家）は「天下泰平」と並列されるのが興味深い。朝廷の官位制度の頂点に至った秀吉は、相変わらず「天下」の権威として認識されている。天正十四年に、秀吉が東寺の大仏の代わりに新しい大仏像を発願しており、その行為は「天下」の守護・保護をする天下人の政策として理解しても良からう。

以上のことから、「天下人」の正当性を認める過程における朝廷の動向が明らかになった。「天下」（＝京都における政権）と縁が薄い「地方」の大名や在領主と戦争を行う時に、戦勝祈願は命じられている。信長は、最初に室町幕府の代表者として祈られたが、将軍の追放の後、ただ一人の「天下」の保護者として正当性が認められていた。

一方、秀吉の場合、織田体制の宿老衆と織田一族が罷免された後だけで、朝廷が結局正当性を確認している。関白への補任は、秀吉政権の大転換とされているが、天下統一が完成する前の時点で、地方の諸大名は全面的に認めていなかったであろう⁽⁴⁹⁾。それに対し、戦勝祈願は、秀吉が他の領域へ侵入する権利を確保していたのである。つまり、「天下」の領域を拡大する活動には、朝廷が承諾を表す必要があった。

終わりに

本稿では、織豊期の「天下統一」に焦点を当て、「天下」の意義を考察して

(49) 秀吉は、天正十六年に武家公卿衆を「清華成」（公卿の家格の一つ）させ、聚楽第行幸後には「武家清華成家」に毛利輝元・上杉景勝という戦国大名を加えることによって、自らを頂点とする「豊臣関白体制」を確立した（矢部健太郎『豊臣『武家清華家』の創出』『歴史学研究』746、2001）。しかし、後北条氏を始めとする地域領主が新しい秩序を認めておらず、天正十九年まで天下統一のため闘争が続いたのである。

みた。この概念は、京都・畿内の別称たる地理的言葉に始まり、戦国大名との対立の間、正当性を確保するためのものに展開したと言える。秀吉政権は「天下」の論理を信長政権から引き継いだ、さらなる政治思想のレベルに掲げた。織田政権には、前提条件があったのに、信長の死亡によって中絶したため、政治的概念としての「天下」の展開は秀吉政権まで見られない。

織豊期に起こった統一について、天下統一という表現を使用するのは妥当であろうか。伝統的国制から離れた自立権力よりも、将軍の政治態勢の再構築を試みたと考えたほうが良いであろう。はじめに挙げた『論語』の「天下」の原義を思い起こせば、織豊期の「天下」概念は儒学の概念に近づいているのではないか。近年の先行研究は「天下」の地理的な側面に集中されるが、織豊期の史料を吟味すると、権力像との関連性が見られると考えられる。